

防大衛第 4 3 5 号

平成 4 年 4 月 2 7 日

各 部 長
学術情報センター長 殿
各 学 群 長

防衛大学校長

外国人留学生が自衛隊の病院及び医務室で診療を受けた場合の
診療経費の取扱いについて（通達）

改正 平成 12 年 4 月 1 日防大総第 339 号 平成 19 年 1 月 9 日防大総第 7 号

標記について、別添のとおり定められたので、適切に取り計らわれない。

関連文書：別添「防教教第 2215 号・防教衛第 2215 号（4. 4. 10）」

防教教第 2215 号

防教衛第 2215 号

4. 4. 10

防衛大学校長

防衛医科大学校長 殿

各 幕 僚 長

防衛庁長官

外国人留学生が自衛隊の病院及び医務室で診療を受けた場合の
診療経費の徴収免除について（通達）

自衛隊の病院及び医務室の診療等に関する訓令（昭和 42 年防衛庁訓令第 33 号）第 4 条第 1 項第 2 号に掲げる者のうち、委託者が下記の外国政府である外国人留学生については、当該外国人留学生が自衛隊の病院又は医務室で診療を受けた場合においては、平成 4 年 4 月 10 日以降当該外国人留学生に係る診療経費を徴収しないこととする。

記

- 1 委託者が隊員について診療経費の徴収を免除している外国政府である場合
- 2 委託者が開発途上にある地域の国の政府である場合

なお、当分の間、本項を適用する国は次のとおりとする。

タイ王国、シンガポール共和国、マレーシア、インド、インドネシア共和国、フィリピン共和国、ミャンマー連邦、バングラディシュ人民共和国、パキスタン回教共和国、大韓民国